

『一般社団法人 日本透析医学会定款施行細則の一部改正（案）新旧対照表』

現 行	改正案
日本透析医学会定款施行細則	日本透析医学会定款施行細則
第1章 会 員	第1章 会 員
<p>第3条 正会員は、定款に定めるもののほか次の権利を有する。ただし、前年度の会費を納入しない者はこの限りではない。</p> <p>1) 一般社団法人日本透析医学会（以下「法人」という。）の主催する学術集会などに研究の成果を発表すること</p> <p>2) 別に定める投稿規程により論文その他を「日本透析医学会雑誌」（以下「会誌」という。）に発表すること</p> <p>3) 会誌の<u>配布</u>を無償で受けること</p> <p>第4条 施設会員は、次の権利を有する。</p> <p>1) 施設会員の施設に属する職員は、この法人の主催する学術集会に出席及び研究発表すること</p> <p>2) 前号の職員は、別に定める投稿規程により会誌掲載論文の著者並びに共同著者となること</p> <p>3) 施設会員は<u>会誌及び毎年刊行の「施設名簿」の配布を無償で受けること</u></p> <p>第5条 名誉会員は、第3条各号及び総会に出席し参考意見を述べる権利を有する。</p> <p>第6条 賛助会員は、<u>会誌及び施設名簿の配布を無償で受けることができる。</u></p> <p>第7条 前4条のほか、この法人は、理事会の決議をもって第3条乃至第6条に定める会員以外の者に対して、会誌を無償で<u>配布</u>することが出来るものとする。</p>	<p>第3条 現行どおり</p> <p>1) 現行どおり</p> <p>2) 現行どおり</p> <p>3) 会誌の<u>配信</u>を無償で受けること</p> <p>第4条 現行どおり</p> <p>1) 現行どおり</p> <p>2) 現行どおり</p> <p>3) 施設会員は<u>会誌の配信及び毎年刊行の「施設名簿」の配布を無償で受けること</u></p> <p>第5条 現行どおり</p> <p>第6条 賛助会員は、<u>会誌の配信及び施設名簿の配布を無償で受けることができる。</u></p> <p>第7条 前4条のほか、この法人は、理事会の決議をもって第3条乃至第6条に定める会員以外の者に対して、会誌を無償で<u>配信</u>することが出来るものとする。</p>
第2章 会 費	第2章 会 費
<p>第9条 正会員が2年以上国外に留学する場合には、この間の会費納入を免除し、4年を限度として休会措置を受けることができる。休会措置を希望する者は、休会届を理事長に提出し理事会の承認を得るものとする。休会期間中、会員歴は継続するが、第3条各号の権利は有しない。</p> <p>2. <u>国外在住の正会員には、年会費以外に会誌送料を請求することができる。</u></p>	<p>第9条 現行どおり</p> <p>2. <u>削除</u></p>
<p>附則</p> <p>1. この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に</p>	<p>附則</p> <p>1. この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に</p>

現 行	改正案
<p>関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>附則（平成29年6月15日一部改正） 本規則の一部改正は、同日から施行する。</p> <p>附則（平成30年6月28日一部改正） 本規則の一部改正は、同日から施行する。</p> <p>附則（令和2年6月11日一部改正） 本規則の一部改正は、同日から施行する。</p> <p>附則（令和4年6月30日一部改正） 本規則の一部改正は、同日から施行する。</p>	<p>関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>附則（平成29年6月15日一部改正） 本規則の一部改正は、同日から施行する。</p> <p>附則（平成30年6月28日一部改正） 本規則の一部改正は、同日から施行する。</p> <p>附則（令和2年6月11日一部改正） 本規則の一部改正は、同日から施行する。</p> <p>附則（令和4年6月30日一部改正） 本規則の一部改正は、同日から施行する。</p> <p>附則（令和 年 月 日一部改正） 本規則の一部改正は、令和7年1月1日から施行する。</p>